

大学共同利用機関法人自然科学研究機構国際連携研究センター研究部門規則

平成30年10月1日

自機規則第34号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構国際連携研究センター規程（平成30年自機規程第118号）第3条第2項の規定に基づき、研究部門の組織及び運営等について定めることを目的とする。

(組織・運営)

第2条 研究部門に、研究部門長を置く。

2 研究部門の運営に関する事項を協議するため、研究部門長の下に研究部門会議を置く。

3 研究部門会議の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第3条 研究部門会議の庶務は、事務局研究協力課において処理する。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会の議を経て別に定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。